

議案第172号

京丹後市立保育所条例の一部改正について

京丹後市立保育所条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年11月28日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

令和8年3月31日をもって、京丹後市立宇川保育所を閉所するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市立保育所条例の一部を改正する条例

京丹後市保育所条例(平成16年京丹後市条例第131号)の一部を次のように改正する。

別表京丹後市立宇川保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市立保育所条例(平成16年条例第131号)新旧対照表

現行	改正案																																	
<p>京丹後市立保育所条例 平成16年4月1日 条例第131号</p> <p>本則 (略) 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>定員(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹後市立大宮北保育所</td><td>京丹後市大宮町河辺4713番地の8</td><td>230</td></tr> <tr> <td>京丹後市立島津保育所</td><td>京丹後市網野町島津1180番地</td><td>100</td></tr> <tr> <td>京丹後市立たちばな保育所</td><td>京丹後市網野町木津1357番地の3</td><td>120</td></tr> <tr> <td>京丹後市立宇川保育所</td><td>京丹後市丹後町中野242番地</td><td>80</td></tr> <tr> <td>京丹後市立久美浜保育所</td><td>京丹後市久美浜町1322番地</td><td>120</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員(人)	京丹後市立大宮北保育所	京丹後市大宮町河辺4713番地の8	230	京丹後市立島津保育所	京丹後市網野町島津1180番地	100	京丹後市立たちばな保育所	京丹後市網野町木津1357番地の3	120	京丹後市立宇川保育所	京丹後市丹後町中野242番地	80	京丹後市立久美浜保育所	京丹後市久美浜町1322番地	120	<p>京丹後市立保育所条例 平成16年4月1日 条例第131号</p> <p>本則 (略) 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>定員(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹後市立大宮北保育所</td><td>京丹後市大宮町河辺4713番地の8</td><td>230</td></tr> <tr> <td>京丹後市立島津保育所</td><td>京丹後市網野町島津1180番地</td><td>100</td></tr> <tr> <td>京丹後市立たちばな保育所</td><td>京丹後市網野町木津1357番地の3</td><td>120</td></tr> <tr> <td>京丹後市立久美浜保育所</td><td>京丹後市久美浜町1322番地</td><td>120</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員(人)	京丹後市立大宮北保育所	京丹後市大宮町河辺4713番地の8	230	京丹後市立島津保育所	京丹後市網野町島津1180番地	100	京丹後市立たちばな保育所	京丹後市網野町木津1357番地の3	120	京丹後市立久美浜保育所	京丹後市久美浜町1322番地	120
名称	位置	定員(人)																																
京丹後市立大宮北保育所	京丹後市大宮町河辺4713番地の8	230																																
京丹後市立島津保育所	京丹後市網野町島津1180番地	100																																
京丹後市立たちばな保育所	京丹後市網野町木津1357番地の3	120																																
京丹後市立宇川保育所	京丹後市丹後町中野242番地	80																																
京丹後市立久美浜保育所	京丹後市久美浜町1322番地	120																																
名称	位置	定員(人)																																
京丹後市立大宮北保育所	京丹後市大宮町河辺4713番地の8	230																																
京丹後市立島津保育所	京丹後市網野町島津1180番地	100																																
京丹後市立たちばな保育所	京丹後市網野町木津1357番地の3	120																																
京丹後市立久美浜保育所	京丹後市久美浜町1322番地	120																																
	<p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>																																	

## 【議会基本条例第8条第1項関係】

## 政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 12 月 定例会

議案の件名	議案第 172 号 京丹後市立保育所条例の一部改正について	政策等の区分	計画・事業・条例 その他( )
-------	----------------------------------	--------	--------------------

《政策等の概要》		《市民参加の状況》					
京丹後市立宇川保育所は、今後の児童数の推移と保護者へ通所の意向を確認した結果、利用される見込みが無いことから令和8年3月31日をもって閉所することとする。		有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) R7.10.27 宇川保育所保護者会が要望書を提出。その後、保護者会保護者(6家庭)及び未入所児童の保護者(2家庭)へ聞き取り。閉所に反対の意見なし。 R7.11.11 宇川地区区長会と協議。区長会から、保護者会の意思を尊重し、閉所に反対する意見は無いと回答を得た。利用が想定される方へ説明がされており、住民説明会は求めないと判断を得た。					
《政策等の必要性》		《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円)					
京丹後市立宇川保育所については、地域の保育ニーズに対応するため設置してきたが、令和8年度は、利用申込が無く、今後利用が想定される保護者等へ意向を確認した結果、今後も宇川保育所の保育利用が見込めないことから、閉所することとした。		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債		
《提案に至るまでの経緯》		《将来にわたる効果及び経費の状況》					
R7.10.16 宇川保育所保護者会懇談会 R7.10.27 宇川保育所保護者会が要望書を提出 R7.11.5 上・下宇川連合区長へ報告・協議 R7.11.11 文教厚生常任委員会へ報告 R7.11.11 宇川地区区長会へ報告・協議 R7.11.18 こども未来まちづくり審議会へ報告 R7.11.19 例規審査委員会		保護者の保育ニーズに応えるとともに、児童の発達・発育を支援する。また、閉所した地域に対しては、通園支援を行う予定。 ○宇川保育所閉所に伴う運営経費の削減 約2,300万円／年 ○閉所地域への通園バス支援経費の増加 約150万円／年					
《政策等の実施時期》		《総合計画等の整合》					
令和8年4月1日から施行する。		まちづくり 27の施策	1	子育て支援の総合的な推進			
		○その他の計画(該当する場合のみ)					
		計画名称	第3期子ども・子育て支援事業計画				
		策定年度	令和7年3月				
		計画期間	令和7年度～令和11年度				
		担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)			
		こども部	こども未来課	有	無		